

○ 福島市議会手話通訳実施要領

(目的)

第1条 この要領は、聴覚障害者及び音声言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳を行うことにより、聴覚障害者等にかかれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳の実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、本会議とする。

(手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、聴覚障害者等で本会議の傍聴を希望するもの（以下「傍聴希望者」という。）とする。

(手話通訳の申込み)

第4条 傍聴希望者は、手話通訳者派遣申込書（別紙様式1）を傍聴しようとする会議が開かれる日の7日前までに議長へ提出しなければならない。ただし、議長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(手話通訳者の手配)

第5条 議長は、前条の申込書を受理したときは、障がい福祉課長に対し、手話通訳者の派遣依頼を行うものとする。

2 議長は、障がい福祉課長より手話通訳者の手配の可否について通知を受けたときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

(手話通訳の取消し)

第6条 傍聴希望者は、手話通訳の申込みの内容を取り消す場合は、傍聴予定日の前日までに議長に届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。